



沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 救急病院の告示（医務課） 1
- 基本測量の実施の終了の通知（道路管理課） 1
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） 2
- 公有水面埋立ての免許（港湾課） 2
- 都市計画の変更・2件（都市計画・モノレール課） 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく市町村等の意見・2件（商工振興課） 5

県議会事項

- 沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示 6

正 誤

- 平成22年12月28日付け公報号外第41号中訂正 6

告 示

沖縄県告示第249号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成23年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
地方独立行政法人 那覇市立病院	那覇市古島2丁目31番1号	地方独立行政法人 那覇市立病院	平成23年4月1日	平成26年3月31日
公立久米島病院	久米島町字嘉手苅572番地3	沖縄県離島医療 組合	平成23年4月2日	平成26年4月1日

沖縄県告示第250号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成23年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 石垣市
- (2) 基本測量を実施した期間 平成22年4月14日から平成23年3月18日まで
- (3) 作業種類 基本測量（超長基線測量）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 うるま市、恩納村、金武町及び宜野座村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成22年5月10日から平成23年3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点改測作業）
- 3 (1) 基本測量を実施した地域 粟国村、久米島町、渡名喜村、座間味村及び渡嘉敷村

- (2) 基本測量を実施した期間 平成22年 5月10日から平成23年 3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査作業）
- 4 (1) 基本測量を実施した地域 粟国村、久米島町、渡名喜村及び渡嘉敷村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成22年 5月10日から平成23年 3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査作業）
- 5 (1) 基本測量を実施した地域 南城市、糸満市及び豊見城市
- (2) 基本測量を実施した期間 平成22年 5月10日から平成23年 3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基線場改測作業）
- 6 (1) 基本測量を実施した地域 座間味村
- (2) 基本測量を実施した期間 平成22年 5月10日から平成23年 3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量作業）
- 7 (1) 基本測量を実施した地域 宮古島市
- (2) 基本測量を実施した期間 平成22年12月13日から平成23年 3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基盤地図情報整備業務）

沖縄県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県中部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成23年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 公共測量を実施した地域 浦添市城間、伊祖、大平、安波茶、仲間及び前田地域
- 2 公共測量を実施した期間 平成23年 1月25日から同年 3月29日まで
- 3 作業種類 公共測量（浦添西原線測量予備設計業務委託）

沖縄県告示第252号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成23年 4月15日

運天港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成23年 2月28日 沖縄県指令土第133号
- 2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 免許を受けた者 名護市港一丁目1番1号 名護市
 - (2) 代表者 名護市港一丁目1番1号 名護市長 稲嶺進
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置
 - (ア) A区域 名護市字呉我26の2番から同市字呉我53番を経て同市字呉我100番に至る間の地先公有水面
 - (イ) B区域 名護市字呉我108番から同市字呉我125の2番を経て同市字呉我129番に至る間の地先公有水面
 - イ 区域
 - (ア) A区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㊸の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から268度06分43秒364.91メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から290度38分57秒2.88メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から295度14分46秒20.60メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から298度19分40秒7.05メートルの地点

- ⑤の地点 ④の地点から300度30分54秒13.51メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から303度26分41秒20.39メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から305度47分14秒20.22メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から306度44分08秒14.49メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から306度51分13秒165.55メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から304度42分35秒20.01メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から303度59分07秒20.03メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から303度59分26秒15.03メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から306度51分30秒4.99メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から306度51分06秒5.01メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から261度51分00秒15.08メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から140度56分35秒16.16メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から133度49分12秒20.16メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から133度24分48秒20.13メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から134度11分22秒9.50メートルの地点
- ㉑の地点 ㉑の地点から147度48分39秒11.34メートルの地点
- ㉒の地点 ㉒の地点から150度00分59秒21.75メートルの地点
- ㉓の地点 ㉓の地点から141度39分33秒20.68メートルの地点
- ㉔の地点 ㉔の地点から130度36分13秒8.52メートルの地点
- ㉕の地点 ㉕の地点から138度41分23秒11.75メートルの地点
- ㉖の地点 ㉖の地点から129度07分31秒20.01メートルの地点
- ㉗の地点 ㉗の地点から117度14分50秒20.29メートルの地点
- ㉘の地点 ㉘の地点から118度12分53秒20.23メートルの地点
- ㉙の地点 ㉙の地点から119度19分11秒20.17メートルの地点
- ㉚の地点 ㉚の地点から119度04分37秒20.19メートルの地点
- ㉛の地点 ㉛の地点から110度54分31秒20.79メートルの地点
- ㉜の地点 ㉜の地点から122度52分35秒5.57メートルの地点
- ㉝の地点 ㉝の地点から65度40分05秒30.07メートルの地点
- ㉞の地点 ㉞の地点から146度42分39秒21.79メートルの地点
- ㉟の地点 ㉟の地点から116度35分27秒20.91メートルの地点
- ㊱の地点 ㊱の地点から116度57分25秒13.79メートルの地点
- ㊲の地点 ㊲の地点から115度32分06秒7.19メートルの地点

(イ) B区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉞の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から286度58分48秒720.82メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から352度36分45秒7.07メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から306度51分36秒5.76メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から306度51分06秒20.00メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から306度51分18秒20.00メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から306度50分57秒20.00メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から306度51分08秒20.00メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から308度55分35秒17.40メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から309度39分17秒2.63メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から310度01分51秒10.65メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から264度59分31秒3.56メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から159度27分12秒15.74メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から157度44分10秒3.08メートルの地点

- ⑭の地点 ⑬の地点から148度04分00秒18.65メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から125度13分59秒20.01メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から113度11分39秒20.57メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から115度09分01秒20.43メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から120度52分49秒20.11メートルの地点

ウ 面積

- A区域 8,815.15平方メートル
- B区域 1,414.55平方メートル
- 合 計 10,229.70平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 名護市字呉我24の2番から同市字呉我53番を経て、同市字呉我133番に至る間の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と㉓の地点を結んだ線により囲まれた区域

- ①の地点 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から267度06分56秒315.90メートルの地点
- ②の地点 ①の地点から283度42分13秒35.09メートルの地点
- ③の地点 ②の地点から295度44分16秒53.52メートルの地点
- ④の地点 ③の地点から306度10分38秒55.33メートルの地点
- ⑤の地点 ④の地点から306度55分42秒280.06メートルの地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から306度54分24秒153.09メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から219度37分33秒17.49メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から148度46分25秒53.91メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から114度01分33秒56.11メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から121度30分07秒32.41メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から132度04分04秒16.54メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から139度23分46秒29.45メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から135度43分49秒52.59メートルの地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から149度05分03秒50.21メートルの地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から126度18分08秒19.68メートルの地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から138度04分21秒14.76メートルの地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から121度29分43秒11.46メートルの地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から117度08分08秒47.40メートルの地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から119度54分43秒44.92メートルの地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から201度10分47秒21.86メートルの地点
- ㉑の地点 ⑳の地点から101度45分44秒53.54メートルの地点
- ㉒の地点 ㉑の地点から98度11分22秒33.50メートルの地点
- ㉓の地点 ㉒の地点から102度42分29秒88.16メートルの地点

ウ 面積 21,983.68平方メートル

4 埋立地の用途 公園用地

沖縄県告示第253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画道路を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 3・2・4号那覇内環状線
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域

- (1) 追加する部分 那覇市鏡原町及び古波蔵3丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

沖縄県告示第254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更した。

なお、当該都市計画の図書を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 5・5・那4号漫湖公園
- 2 都市計画の変更に係る土地の区域
 - (1) 追加する部分 那覇市鏡原町及び古波蔵3丁目
 - (2) 削除する部分 なし
- 3 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ダイエー泡瀬店 沖縄市比屋根二丁目1番1号
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 株式会社ダイエー 神戸市中央区港島中町四丁目1番1 代表取締役 桑原道夫
- 3 法第8条第1項の規定による沖縄市の意見の概要 意見なし
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年4月15日から同年5月15日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の届出に対する法第8条第1項及び第2項の規定による意見の概要について、同条第3項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成23年4月15日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 （仮称）イオンタウン糸満武富 糸満市字武富仲間田原194番ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 琉球ジャスコ株式会社 南風原町字兼城514番地の1 代表取締役 栗本建三
- 3 法第8条第1項の規定による糸満市の意見の概要 当該大規模小売店舗の立地場所は、県道7号線に面しており、朝夕の通勤、通学での交通渋滞は深刻な問題となっている。ランドオープン時に見られた当施設への来店のための交通渋滞など、今後もイベントや特別セールなどの交通量の増加が予測される場合には、周辺の交通状況を勘案し、店舗駐車場への出入りの誘導、施設内での安全対策等に万全を期すとともに、周辺地域の住民や養護施設等にも一層の配慮を願いたい。
- 4 法第8条第2項の規定による意見の概要 意見書の提出なし
- 5 縦覧期間 平成23年4月15日から同年5月15日まで
- 6 縦覧場所 沖縄県商工労働部商工振興課

県 議 会 事 項

沖縄県議会告示第1号

沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成23年 4月15日

沖縄県議会議長 高 嶺 善 伸

沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成7年沖縄県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別記様式第3中 「先物取引の事業・雑所得」を「先物取引の事業・譲渡・雑所得」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月15日から施行し、改正後の沖縄県議会の議員の資産等の公開に関する規程の規定は、同年4月1日から適用する。

正 誤

平成22年12月28日付け公報号外第41号登載の「沖縄県病院事業企業職員の給与の特例に関する規程を廃止する規程（沖縄県病院事業局管理規程第14号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
3	下から1	附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。	附則第3項を附則第4項とし、附則第2項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。
4	上から1	2 第8条の規定により管理職手当を支給される職員の平成23年1月1日から平成24年3月31日までの間における管理職手当の月額、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる管理職手当の月額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められる管理職手当の月額とする。	（管理職手当の特例） 2 第8条の規定により管理職手当を支給される職員の平成23年1月1日から平成24年3月31日までの間における管理職手当の月額、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められる管理職手当の月額からその100分の15に相当する額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる管理職手当の月額は、同条の規定により定められる管理職手当の月額とする。

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊 2-19-8
---	---